

地方債に関する省令及び森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第七条に規定する特定間伐等の実施又は助成に要する経費等を定める省令の一部を改正する省令 新旧対照条文

○ 地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）【第一条関係】

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（債務負担行為に基づく法第五条各号に規定する経費の支出）</p> <p>第七条 令第十二条第四号に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げる経費の支出とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 次に掲げる事業に対する負担金に係る経費の支出</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 国立研究開発法人森林研究・整備機構（独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構、独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三百十号）附則第四条第一項の規定により解散した旧緑資源公団、森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第二条の規定により緑資源公団となった旧森林開発公団、同法附則第三条第一項の規定により解散した旧農用地整備公団及び農用地開発公団法の</p>	<p>（債務負担行為に基づく法第五条各号に規定する経費の支出）</p> <p>第七条 令第十二条第四号に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げる経費の支出とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 次に掲げる事業に対する負担金に係る経費の支出</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 独立行政法人森林総合研究所（独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構、独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三百十号）附則第四条第一項の規定により解散した旧緑資源公団、森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第二条の規定により緑資源公団となった旧森林開発公団、同法附則第三条第一項の規定により解散した旧農用地整備公団及び農用地開発公団法の</p>

一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）附則第二条の規定により農用地整備公団となった旧農用地開発公団を含む。）、「独立行政法人水資源機構（独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧水資源開発公団を含む。第十二条第六号）において同じ。」及び独立行政法人環境再生保全機構（独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）附則第四条第一項の規定により解散した旧環境事業団及び公害防止事業団法の一部を改正する法律（平成四年法律第三十九号）附則第二条の規定により環境事業団となった旧公害防止事業団を含む。）の行う事業

四〇八（略）

（市町村の廃置分合等があった場合の地方債の元利償還金等の算定方法）

#### 第十四条（略）

2 当該年度の前々年度から当該年度までのいずれかの年度の中途において市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度以後当該市町村の廃置分合等の日の属する年度の前年度までの各年度（以下この項において「廃置分合等年度前までの各年度」という。）における地方債の元利償

一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）附則第二条の規定により農用地整備公団となった旧農用地開発公団を含む。）、「独立行政法人水資源機構（独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧水資源開発公団を含む。第十二条第四号）において同じ。」及び独立行政法人環境再生保全機構（独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）附則第四条第一項の規定により解散した旧環境事業団及び公害防止事業団法の一部を改正する法律（平成四年法律第三十九号）附則第二条の規定により環境事業団となった旧公害防止事業団を含む。）の行う事業

四〇八（略）

（市町村の廃置分合等があった場合の地方債の元利償還金等の算定方法）

#### 第十四条（略）

2 当該年度の前々年度から当該年度までのいずれかの年度の中途において市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度以後当該市町村の廃置分合等の日の属する年度の前年度までの各年度（以下この項において「廃置分合等年度前までの各年度」という。）における地方債の元利償

還金の額等の算定方法は、次に定めるところによる。

一〜三 (略)

(市町村の廃置分合等があった場合の普通交付税の額等の算定方法)

第十四条の二 当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度のうちにおいて市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の地方交付税法の規定に基づく普通交付税の額、基準財政収入額並びに特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び地方揮発油譲与税

(地方自治法(昭和二十二年法

律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(附則第

二条第二項第二号及び第三号において「指定都市」という。)に

あつては、特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方揮発油譲与税及び石油ガス譲与税

( )の収入見込額並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額(以下「普通交付税の額等」という。)の算定方法は、次に定めるところによる。

一〜四 (略)

2 (略)

還金の額等の算定方法は、次に定めるところによる。

一〜三 (略)

(市町村の廃置分合等があった場合の普通交付税の額等の算定方法)

第十四条の二 当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度のうちにおいて市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の地方交付税法の規定に基づく普通交付税の額、基準財政収入額並びに特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金(地方自治法(昭和二十二年法

律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市

に

あつては、特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び交通安全対策特別交

付金( )の収入見込額並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額(以下「普通交付税の額等」という。)の算定方法は、次に定めるところによる。

一〜四 (略)

2 (略)

附 則

(退職手当の合計額が著しく多額である部分の算定方法)

第二条 (略)

一 (略)

二 (略)

三 (略)

2 法第三十三条の五の五に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、平成二十八年度から平成三十七年度までの各年度にあつては前項第一号の例による額から、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額(当該額が負数となるときは、零)とする。

一 都道府県 イ及びロに掲げる額の合算額

イ 前項第二号の例による額(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第十六号)第二条第一項に規定する義務教育諸学校の同条第三項に規定する教職員(ロ及び次号において「教職員」という

附 則

(退職手当の合計額が著しく多額である部分の算定方法)

第二条 法第三十三条の五の五に規定する総務省令で定めるところ

により算定した額は、平成十八年度から平成二十七年度までの各年度にあつては第一号に掲げる額から第二号に掲げる額に百分の十二を乗じて得た額を控除した額(当該額が負数となるときは、零)とする。ただし、その額が第三号に掲げる額に満たないときは、同号に掲げる額とする。

一 (略)

二 当該地方公共団体が退職手当を支給すべき職員に対して当該年度の前年度において支払った給料の総額に相当する額

三 (略)

2 法第三十三条の五の五に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、平成二十八年度から平成三十七年度までの各年度にあつては前項第一号の例による額から、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額(当該額が負数となるときは、零)とする。

一 都道府県 イ及びロに掲げる額の合算額

イ 前項第二号の例による額(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第十六号)第二条第一項に規定する義務教育諸学校の同条第三項に規定する教職員(ロにおいて単に「教職員」という

。に係る部分に限る。に百分の十八を乗じて得た額

ロ 前項第二号の例による額（教職員に係る部分を除く。）に百分の十七を乗じて得た額

二 指定都市 イ及びロに掲げる額の合算額

イ 前項第二号の例による額（教職員に係る部分に限る。）に百分の十八を乗じて得た額

ロ 前項第二号の例による額（教職員に係る部分を除く。）に百分の二十三を乗じて得た額

三 市町村（指定都市を除く。） 前項第二号の例による額に百分の二十三を乗じて得た額

3  
（略）

（市町村の廃置分合等があった場合の臨時財政対策債発行可能額等の算定方法）

第七条

平成二十九年度における第十四条の二

の規定の適用については、同条第一項中「及び地方揮発油譲与税

」とあるのは、「地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金

」と、「及び石油ガス譲与税」とあるのは、「石油ガス譲与税及

び交通安全対策特別交付金」と、「並びに算入公債費の額及び算

入準公債費の額」とあるのは、「算入公債費の額及び算入準公債

費の額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六

年法律第五号）第五条の規定による改正前の法第三十三条の五の

。に係る部分に限る。に百分の十八を乗じて得た額

ロ 前項第二号の例による額（教職員に係る部分を除く。）に百分の十七を乗じて得た額

（新設）

二 市町村 前項第二号の例による額に百

分の二十三を乗じて得た額

3  
（略）

（市町村の廃置分合等があった場合の臨時財政対策債発行可能額等の算定方法）

第七条

平成二十八年度及び平成二十九年度における第十四条の二

の規定の適用については、同条第一項中

「並びに算入公債費の額及び算

入準公債費の額」とあるのは、「算入公債費の額及び算入準公債

費の額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六

年法律第五号）第五条の規定による改正前の法第三十三条の五の

二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額及び地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額とする。

2 平成三十年度から平成三十二年度までの間における第十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「及び地方揮発油譲与税」とあるのは、「地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金」と、「及び石油ガス譲与税」とあるのは、「石油ガス譲与税」、交通安全対策特別交付金、分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。）及び道府県民税所得割臨時交付金（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）附則第五条第七項の規定により指定都市に対し交付するものとされる道府県民税の所得割に係る交付金をいう。）」と、「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは「算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすこととができることとされた地方債の額及び法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすこととされた地方債の額」

二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額及び

法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額とする。

2 平成三十年度から平成三十二年度までの間における第十四条の二の規定の適用については、同条第一項中

「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは「算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに

法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすこととされた地方債の額」

とする。

3| 平成三十三年度及び平成三十四年度における第十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「及び地方揮発油譲与税」とあるのは、「地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金」と、「及び石油ガス譲与税」とあるのは、「石油ガス譲与税、交通安全対策特別交付金、分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。）及び道府県民税所得割臨時交付金（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）附則第五条第七項の規定により指定都市に対し交付するものとされる道府県民税の所得割に係る交付金をいう。）」と、「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは、「算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。

4| 平成三十五年度における第十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「及び地方揮発油譲与税」とあるのは、「地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金」と、「及び石油ガス譲与税」とあるのは、「石油ガス譲与税、交通安全対策特別交付金及び分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付する

とする。

（新設）

（新設）

ものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。)と  
、「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは「  
、算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに法第三十三条の五  
の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債  
の額」とする。

5 | 平成三十六年度以後における第十四条の二の規定の適用につい  
ては、当分の間、同条第一項中「及び地方揮発油譲与税」とある  
のは「、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金」と、「  
及び石油ガス譲与税」とあるのは「、石油ガス譲与税、交通安全  
対策特別交付金及び分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十  
五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市  
に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金  
をいう。）」とする。

(新設)

○ 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第七条に規定する特定間伐等の実施又は助成に要する経費等を定める省令（平成二十年総務省令第八十一号）【第二条関係】（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">（法第七条に規定する総務省令で定める者）</p> <p><b>第一条</b> 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第七条に規定する総務省で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 森林整備法人（分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）<u>第十条</u>第二号に規定する森林整備法人をいう。）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">（法第七条に規定する総務省令で定める者）</p> <p><b>第一条</b> 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第七条に規定する総務省で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 森林整備法人（分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）<u>第九条</u>第二号に規定する森林整備法人をいう。）</p>